

各位

会社名 オンキヨー株式会社
 代表者名 代表取締役社長 大脇宗徳
 (JASDAQ・コード6628)
 問合せ先
 役職・氏名 取締役 林 亨
 電話番号 06-6226-7343

**第三者割当による第6回新株予約権付社債（転換価額修正条項付）、
 第8回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第9回新株予約権
 の発行価額の払込完了に関するお知らせ**

当社は、2019年12月27日付の取締役会において決議した、EVO FUNDを割当先とする第6回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分のみを「本社債」といいます。）、「第8回新株予約権（以下「第8回新株予約権」といいます。）及び第9回新株予約権（以下「第9回新株予約権」といい、第8回新株予約権とあわせて、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、この度、2020年1月17日に発行価額の総額（507,450,000円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2019年12月27日公表の「第三者割当による新株式、第6回新株予約権付社債（転換価額修正条項付）及び第8回新株予約権（行使価額修正条項付）並びに第9回新株予約権の発行並びに無担保ローン契約締結に関するお知らせ」をご参照下さい。

1. 第三者割当による本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行概要

＜本新株予約権付社債の概要＞

(1)	払込期日	2020年1月17日
(2)	新株予約権の総数	40個
(3)	各社債及び新株予約権の発行価額	本社債：金12,500,000円（各社債の金額100円につき金100円） 新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
(4)	当該発行による潜在株式数	17,857,120株（新株予約権1個につき446,428株） (1) 上記潜在株式数は、本新株予約権付社債が全て当初転換価額で転換された場合における交付株式数です。 (2) 上限転換価額はありません。 (3) 本新株予約権付社債が全て下限転換価額（下記「(6) 転換価額及び転換価額の修正条件」で定義します。）で転換された場合における最大交付株式数は、32,258,040株（新株予約権1個につき806,451株）です。
(5)	資金調達額	500,000,000円
(6)	転換価額及び転換価額の修正条件	当初転換価額28円 (1) 本新株予約権付社債の転換価額は、本社債に付された新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）（以下「東証終値」といいます。）の90%に相当する金額（小数第2位切り上げ）が、当該効力発生日の直前に有効な転換価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該効力発生日以降、上記90%に相当する金額（小数第2位切り上げ）に修正されます。

		(2) 上記(1)にかかわらず、上記(1)に基づく修正後の転換価額が15.5円（以下「下限転換価額」といいます。）を下回ることとなる場合には、転換価額は下限転換価額とします。
(7)	募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
(8)	割当先	EVO FUND
(9)	利率及び償還期日	年率：0% 償還期日：2022年1月26日
(10)	償還価額	額面100円につき100円

<第8回新株予約権発行の概要>

(1)	割当日	2020年1月17日
(2)	発行新株予約権数	1,500,000個
(3)	発行価額	総額4,200,000円（新株予約権1個当たり2.8円）。
(4)	当該発行による潜在株式数	150,000,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は15.5円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は150,000,000株であります。
(5)	調達資金の額	4,204,200,000円（注）
(6)	行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額28円 (1) 第8回新株予約権の行使価額は、第8回新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値の90%に相当する金額の小数第2位を切り上げた金額が、当該効力発生日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該効力発生日以降、当該90%に相当する金額の小数第2位を切り上げた金額に修正されます。 (2) 上記(1)にかかわらず、上記(1)に基づく修正後の行使価額が15.5円（以下「第8回下限行使価額」といいます。）を下回ることとなる場合には、行使価額は第8回下限行使価額とします。
(7)	募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
(8)	割当先	EVO FUND

(注) 資金調達の額は、第8回新株予約権の払込金額の総額に第8回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額です。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少する可能性があります。なお、第8回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第8回新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は変動します。加えて、上記資金調達の額の計算に際して用いられている第8回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、第8回新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は第8回新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

<第9回新株予約権発行の概要>

(1)	割当日	2020年1月17日
(2)	発行新株予約権数	500,000個
(3)	発行価額	総額3,250,000円（新株予約権1個当たり6.5円）。
(4)	当該発行による潜在株式数	50,000,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は15.5円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は50,000,000株であります。
(5)	調達資金の額	1,403,250,000円（注）
(6)	行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は28円です。 (1) 第9回新株予約権の行使価額は、割当日の翌日（当日を含む。）から起算して、6ヶ月が経過する日毎に修正されます。行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日（当日を含む。）から起算して6ヶ月後の応当日に、直前取引日の東証終値の90%に相当する金額の小数第2位を切り上げた金額が、当該応当日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該応当日以降、当該90%に相当する金額の小数第2位を切り上げた金額に修正されます。

		(2) 上記(1)にかかわらず、上記(1)に基づく修正後の行使価額が15.5円（以下「第9回下限行使価額」といいます。）を下回る事となる場合には、行使価額は第9回下限行使価額とします。
(7)	募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
(8)	割当先	EVO FUND

(注) 資金調達額は、第9回新株予約権の払込金額の総額に第9回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額です。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達額は増加又は減少する可能性があります。なお、第9回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第9回新株予約権を消却した場合には、資金調達額は変動します。加えて、上記資金調達額の計算に際して用いられている第9回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、第9回新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は第9回新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

以 上